

「太陽光発電設備グループ購入事業」
事業実施者募集要項

<募集期間>

令和2年3月5日（木）～3月19日（木）

受付・問合せ先

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町 427 番地 京都朝日会館 5 階
京都市環境政策局地球温暖化対策室「太陽光発電設備グループ購入事業」担当
電話番号：075-222-4555 FAX：075-211-9286

1 事業の目的

京都市（以下「市」という。）では、令和元年5月に発表した「1.5℃を目指す京都アピール」において、世界の平均気温の上昇を工業化以前から1.5℃以下に抑えるべく、「2050年CO2排出量正味ゼロ」という長期目標を掲げています。

目標の達成に向けては、市民が使用するエネルギーのうち、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの割合を、飛躍的に高めていくことが不可欠となります。

「太陽光発電設備グループ購入事業」（以下「本事業」という。）は、市民に対し、太陽光発電設備の購入希望者を募り、価格優位性のあるサービスを得る機会を提供することにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図ることを目的としています。

本要項は、市と共同で本事業を実施する事業者の募集及び選定に関して必要な事項を定めるものです。

2 募集概要

(1) 募集スケジュール

応募書類受付期間	令和2年3月 5日（木）～3月19日（木）
質問受付期間	令和2年3月 5日（木）～3月12日（木）
事業者の審査	令和2年3月23日（月）、24日（火）
事業者の決定	令和2年3月25日（水）
協定書締結	令和2年3月30日（火）予定

(2) 事業の内容

7選定方法の(3)選定手続により提案した事業が採択され本事業を実施することが決定した事業者（以下「事業実施者」という。）は、市と協定を締結したうえで、太陽光発電設備の購入希望者と施工事業者を仲介するための体制を整え、事業を円滑に実施することとし、本事業の実施に当たり、別添「太陽光発電設備グループ購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり業務を実施するものとします。

(3) 協定の締結

市と事業実施者は、本事業を円滑かつ効率的に実施するために、役割分担、実施の条件、有効期間等を規定する協定を締結します。

(4) 協定の有効期間

協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとします。

ただし、本事業の実績等を勘案し、期間満了の1箇月前までにいずれの当事者からも書面による協定終了の申出がないときは、同協定と同一条件で1年間継続することとし、以後も同様とします。

(5) 業務の流れ

業務は、次の①～⑤の順で実施します（概略図参照）。

- ① 事業実施者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集します。
- ② 事業実施者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した要件を満たした事業者
に、購入希望者数等の情報提供を行います。

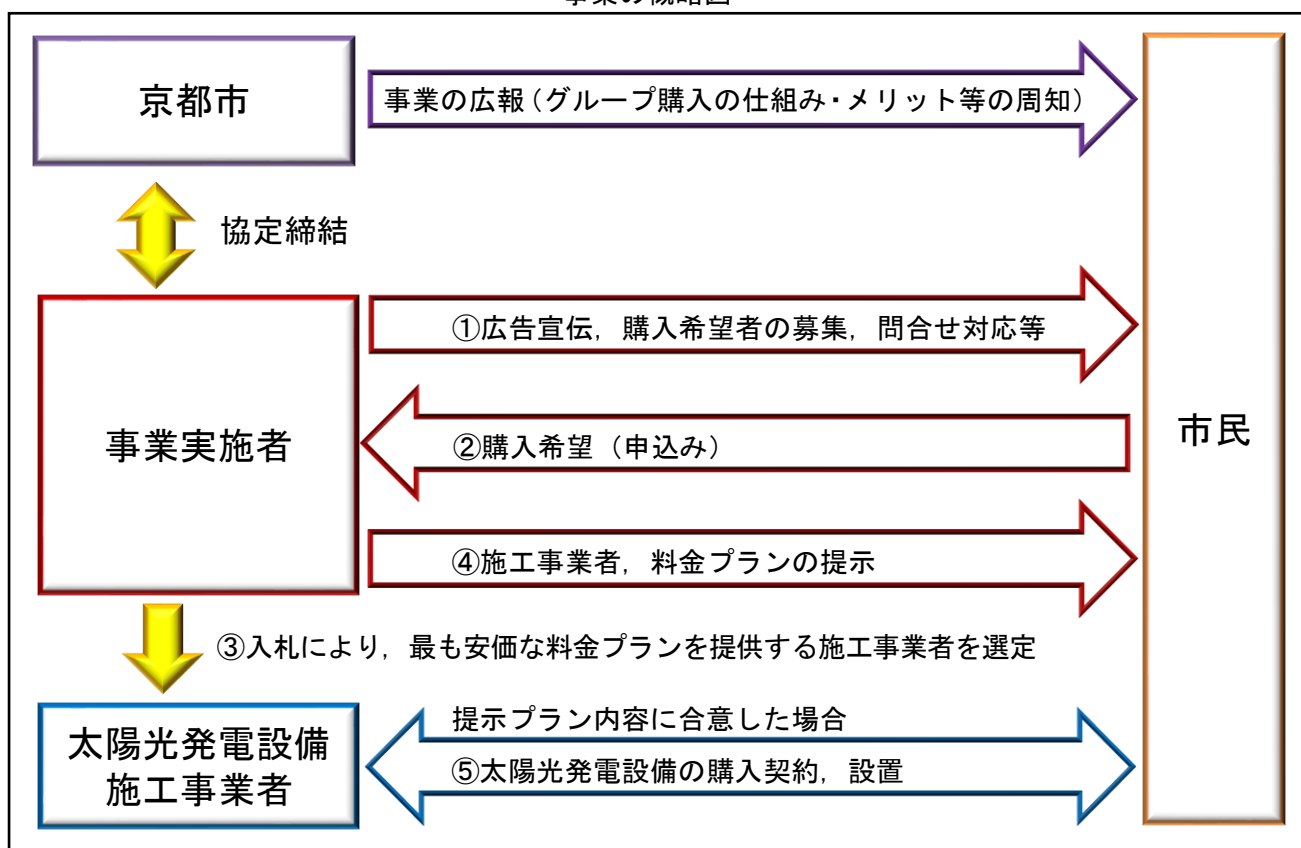
③ 事業実施者は、事前に設定した要件を満たした事業者に対し、料金に関してリバースオークション※を実施することで、最も安価な料金プランを提示した事業者を施工事業者として選定します。

※ リバースオークションとは、売り手が買い手を選定する通常のオークションとは異なり、買い手が売り手を選定する逆（リバース）のオークションをいう。

④ 事業実施者は施工事業者決定後、購入希望者に対し、施工事業者及び施工事業者が提示した料金プランを示し、購入意思の確認を行います。

⑤ 購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者は相对契約で契約を結びます。

事業の概略図



(6) 事業の経費

本事業に要する経費は、事業実施者の自己資金等を充てることとし、事業実施者が負担するものとします。

3 応募資格

本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者又は複数の事業者で構成される共同事業体とします。

なお、共同事業体で応募される場合は、全ての構成員が次に掲げる要件を全て満たすものとし、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として応募することはできません。

(1) 本事業と同等※¹又は類似※²の事業実績等※³があること。

- ※1 同等とは、太陽光発電設備の販売促進を目的とし、購入希望者のグループを作り、最適な条件提示ができるように販売事業者に対してリバースオークションを行い、落札した販売事業者と購入希望者の契約を仲介する一連の事業をいう。
 - ※2 類似とは、本事業の販売対象が太陽光発電設備以外の事業をいう。
 - ※3 実績等については、事業期間中のものも可能とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
- ア 所得税又は法人税及び消費税
 - イ 市の市民税及び固定資産税
 - ウ 市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は、同条5条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

4 応募手続

(1) 応募書類

本事業への応募者は、次の書類のうちアからエまでの書類について、A4判のファイルに綴じたうえで、正本1部（両面印刷）、副本5部（両面印刷）及び電子媒体1部（正本に添付）を市に提出してください。

また、添付書類として、次のオからケまでの書類を各1部提出してください。

ただし、オ及びキについては、法人に限ります。

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要報告書（A4用紙、様式は自由）

会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等

ウ 業務実績報告書（A4用紙、様式は自由）

本事業と同等又は類似の事業実績等を記入してください。

業務名、事業者名、履行期間、業務概要、特記事項等

エ 企画提案書（A4用紙に8枚以内、様式は自由、図や写真等の挿入可。）

5企画提案書の作成に挙げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載してください。

オ 登記簿謄本（原本 ※発行後3箇月以内のもの）

カ 納税証明書（原本 ※発行後3箇月以内のもの）

キ 定款又はこれに類する規約（写し）

ク 過去2事業年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）

ケ 本事業と同等又は類似の事業実績が確認できる契約書又は協定書及び仕様書（写し）

(2) 受付期間

令和2年3月5日（木）から3月19日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

応募書類は、提出場所への持参又は郵送により提出してください。

持参による場合は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とし、郵送による場合は、3月19日（木）午後5時必着とします。

(4) 提出場所

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5階

京都市環境政策局地球温暖化対策室「太陽光発電設備グループ購入事業」担当宛て

電話番号：075-222-4555 FAX：075-211-9286

(5) 応募書類の無効

次に掲げる内容に該当するときは、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とします。

ア 3応募資格に掲げる資格のない者が応募書類を提出した場合。

イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合。

(6) その他

ア 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。

イ 応募書類提出後の差し替え及び再提出は認めないものとします。

5 企画提案書の作成

本事業への応募者は、次に掲げる項目について、仕様書及び8審査基準を参考に企画提案書を作成してください。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、仕様書の内容に加えて、提案事項等に関して可能な限り具体的に記載してください。

(1) 実施体制

(2) 事業スケジュール

(3) 広告宣伝、購入希望者の募集

(4) ホームページの構築及び運用

(5) 施工事業者の選定

(6) 問合せ対応

(7) 太陽光発電設備の施工検査

6 質問の受付

本事業に係る応募に関する質問は、次のとおり電子メールにて提出してください。

(1) 受付期間

令和2年3月5日（木）から3月12日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

件名は、「太陽光発電設備グループ購入事業質疑(会社名記載)」とし、質問内容は、添付ファイル(A4用紙、様式は自由)により送信してください。

また、電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(3) 提出場所

京都市環境政策局地球温暖化対策室「太陽光発電設備グループ購入事業」担当

電子メール: ge@city.kyoto.lg.jp 電話番号: 075-222-4555

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年3月16日(月)までに京都市情報館(市の公式サイト)の太陽光発電設備グループ購入事業のページに掲示し、個別の回答は行いません。

○京都市情報館

<https://www.city.kyoto.lg.jp/>

○太陽光発電設備グループ購入事業

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000265558.html>

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する事業実施者を選定するため、太陽光発電設備グループ購入事業に係る事業実施者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置します。

なお、選定委員会は非公開とします。

(2) 選定期間

令和2年3月23日(月)、24日(火)

(3) 選定手続

選定委員会は8審査基準に基づき、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、評価点数が一定点数(平均60点)以上、かつ最も高い事業者を、事業実施者として決定します。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施します。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、書面をもって通知します。

また、応募書類等を提出した応募者数及び決定した事業実施者を京都市情報館の太陽光発電設備グループ購入事業のページで公表いたします。

8 審査基準

審査項目		審査内容	配点
(1) 事業主体	財務状況	健全な財務状況にあるか。	10
	業務実績	本事業又は類似事業の実績はあるか。	20
(2) 事業計画	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制がとられているか。 (統括責任者, コールセンター業務責任者, 施工検査業務責任者等)	10
	事業スケジュール	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。また, 本事業の実施期間を通じて, 実効性のある現実的な内容であるか。	10
(3) 企画提案	広告宣伝, 購入希望者の募集	購入希望者の属性を捉え, 効果的, 効率的な手法がとられているか。また, 申込みを促す魅力的な内容であるか。	10
	ホームページの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく, 利用しやすいWebサイトであるか。また, 運用においてメンテナンス体制, セキュリティ対策がとられているか。	10
	施工事業者の選定	施工事業者の財務状況, 履行能力等を考慮して, 太陽光発電設備を安全かつ確実に設置できる選定方法がとられているか。	10
	問合せ対応	専門的な知見から業務マニュアル等を作成し, 問合せ, 苦情に対応できる体制及び運用方法がとられているか。	10
	太陽光発電設備の施工検査	太陽光発電設備を安全かつ確実に設置するために, 専門的な知見を有する者による検査体制がとられているか。	10
合計			100

9 その他

- (1) 全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は, 応募者の負担とします。
- (2) 応募手続において使用する言語及び通貨は, 日本語及び日本国通貨に限ります。